がんばる農家プラン事業費補助金の事務手続きについて

交付申請提出 1.

(知事が定める日まで)

○交付申請は、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

交付決定通知到着 2.

(交付申請から原則30日以内)

- - * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが できます。
- 3. 事業開始 ※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。



【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

事業完了 ※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。 4.



※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日

実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内) 5.

- ○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。 実績報告書には下記書類を添付すること
 - (1)事業報告書(別紙様式)
 - (2)事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)

区分	所属	電話
農産林産畜産	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003